

調 書 (決定)	
事件の表示	平成●●年(〇〇)第●●号
決 定 日	平成29年10月3日
裁 判 所	最高裁判所第三小法廷
裁判長裁判官	戸倉 三郎
裁判官	岡部 喜代子
裁判官	木内 道祥
裁判官	山崎 敏充
裁判官	林 景一
当 事 者 等	申立人 X 相手方 国
原判決の表示	東京高等裁判所平成●●年(〇〇)第●●号(平成29年4月20日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <p>1 本件を上告審として受理しない。</p> <p>2 申立費用は申立人の負担とする。</p> <p>第2 理由</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。</p> <p style="text-align: center;">平成29年10月3日</p> <p style="text-align: center;">最高裁判所第三小法廷</p> <p style="text-align: center;">裁判所書記官</p>	